○国土交通省告示第百八十八号

北九州空港の施設について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月六日　　国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
二　空港の名称及び位置　北九州空港　福岡県北九州市
三　変更した事項（変更前の事項については、平成十九年国土交通省告示千五百七号を参照。）
イ　誘導路
延長　二千八百十八メートル
ロ　エプロン
面積　十万四千百七十五平方メートル
四　変更した事項に係る施設の供用開始期日　平成二十六年四月三日

○国土交通省告示第百八十九号

足寄ヘリポートの供用の廃止について、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月六日　　国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　足寄町　北海道足寄郡足寄町北一条四丁目四十八番地一
二　空港の名称及び位置　足寄ヘリポート　北海道足寄郡足寄町
三　供用廃止の予定期日　平成二十六年四月三日

○海上保安庁告示第三十五号

水路測量における測定又は調査の方法に関する告示（平成十四年海上保安庁告示第百二号）別表第一の規定により、特級の水域を指定する告示を次のように定める。

平成二十六年三月六日　　海上保安庁長官　佐藤　雄二

特級の水域を指定する告示

水路測量における測定又は調査の方法に関する告示（平成十四年海上保安庁告示第百二号）別表第一の海上保安庁長官が指定する水域は、次の各号に掲げる区域とする。

一　港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）別表第二関門の部関門航路の項及び関門第二航路の項に規定する区域並びに港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）別表第二第十号に規定する区域（部埼灯台から五六度三〇分に引いた線以南の区域を除く。）
二　港湾法施行令別表第二第一号に規定する区域
三　港湾法施行令別表第二第三号に規定する区域

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（告示の廃止）

2　次に掲げる告示は、廃止する。

一　平成十四年海上保安庁告示第百五十七号
二　平成十四年海上保安庁告示第百五十八号
三　平成十四年海上保安庁告示第百五十九号
四　平成十四年海上保安庁告示第百六十号

○近畿地方整備局告示第三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月六日　　近畿地方整備局長　池内　幸司

一　施行者の名称　兵庫県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十一年建設省告示第三千六百五十八号阪神間都市計画下水道事業猪名川流域下水道
三　事業施行期間　自昭和四十一年十一月七日至平成三十一年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月六日　　近畿地方整備局長　池内　幸司

一　施行者の名称　大阪府
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十一年建設省告示第三千六百五十八号北部大阪都市計画下水道事業猪名川流域下水道
三　事業施行期間　自昭和四十一年十一月七日至平成三十一年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○九州地方整備局告示第四十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月六日　　九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

一　道路の種類　一般国道
(一)　路線名　三十四号
(二)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
佐賀県杵島郡江北町大字下小田字一本松篭三三六六番一から同郡大町町大字大町字三本松篭一四三番一まで	前	一〇・五〇～一二・五七メートル	〇〇・五一七キロメートル
	後	一二・六〇～一二・九三メートル	〇〇・五一七キロメートル

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
小城市小城町晴気字二本松二角九一九番一から同市小城町晴気字二本松二角九一八番二まで	前	八・六九～一二・五〇メートル	〇〇・〇六六キロメートル
	後	一〇・九三～一四・七三メートル	〇〇・〇六六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

二　(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百三号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
佐賀県杵島郡江北町大字下小田字一本松篭三三六六番一から同郡大町町大字大町字三本松篭一四三番一まで	前	一〇・五〇～一二・五七メートル	〇〇・五一七キロメートル
	後	一二・六〇～一二・九三メートル	〇〇・五一七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所